

広告付き母子健康手帳カバー寄付提供事業者募集要項

姫路市では、妊婦が健やかに妊娠期を過ごし、妊婦やその家族も含め、安心して出産・育児を迎えられるよう支援することを目的に母子健康手帳交付事業を行っています。

この事業では、「母子健康手帳」と同時に「予防接種手帳&子育て手帳」を交付しています。

この度、これらをまとめて携行するための広告付き母子健康手帳カバー（以下、「カバー」という。）を寄付提供していただける事業者を募集します。

1 広告媒体の名称

広告付き母子健康手帳カバー

2 寄付していただくカバーの仕様

別紙「広告付き母子健康手帳カバー寄付提供仕様書」のとおり

（注）申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準、広告付き母子健康手帳カバー寄付提供仕様書を必ずお読みください。

3 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

4 募集期間

令和6年7月8日（月）～ 令和6年8月9日（金）（当日必着）

5 納入場所

別紙「広告付き母子健康手帳カバー寄付提供仕様書」のとおり

6 広告の掲載について

- (1) 寄付提供者は、寄付提供を行うカバーに市が承認した内容の広告を掲載することができます。
- (2) 寄付提供者の判断により、広告を掲載しないカバーの提供も可能です。

7 掲載できない広告

姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準に定めるとおりの事項及び出産、子育てに関連しない内容です。

8 申込方法

寄付申込書に必要事項を記入し、カバーの原案を添付し、郵送又は持参してください。電子メールでの申込みは受付できません。

【提出先】

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

姫路市保健所 健康課（保健所3階）

※なお、持参による提出の場合、開庁時間内にお越しください。（月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前8時35分から午後5時20分まで）

9 決定方法

- (1) 市でカバーの仕様、広告内容等を審査し、寄付提供者を決定します。
- (2) 寄付提供者を決定したときは、その可否に関わらず申込者に通知します。
- (3) 2者以上の応募があった場合は、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとします。

10 決定後の手続き

- (1) 決定後に契約書を交わすことで契約締結となります。
- (2) 寄付提供者は、速やかに所管する部署の担当者とカバーの仕様、広告内容等について協議を行って下さい。
- (3) カバーの仕様、広告内容等について承認を得た後、指定する期日までにカバーを作成し、納入してください。

11 寄付受入の取消

下記に掲げる場合、寄付受入を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までにカバーの作成ができない場合
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告掲載者がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (4) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき

12 カバーの回収及び代物補償

カバー配布後、当該広告が「7 掲載できない広告」に該当することとなった場合、寄付提供者が作成した広告内容が不適切であることが判明した場合は、カバーの回収及び代替のカバーの制作等を寄付提供者の負担で行っていただく場合があります。

13 寄付提供者の責務

- (1) 寄付提供者は、広告の内容や品質等、カバー寄付提供に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲載された広告内容に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、寄付提供者の責任及び負担において解決するものとします。

《申込・お問い合わせ先》

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

姫路市 健康福祉局 保健所健康課

電話：079-289-1641

FAX：079-289-0210

e-mail：hokensho-kenko@city.himeji.lg.jp